

「湖南省地域公共交通計画」の策定に向けて

湖南省地域公共交通会議

1. 「地域公共交通計画」とは？

- ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が定める法定計画（策定は努力義務）
- ・地域公共交通に関するマスタープラン（基本となる計画）で、
地域の移動手段の確保・維持・改善にむけた方針や具体的な取組みを記載
- ・計画では、次の点を基本方針として盛り込むべきとされる

✓ 地域公共交通とまちづくりとの一体性

- ▶まちづくり、観光、医療、福祉 等

✓ 持続可能な地域旅客サービスの確保

- ▶鉄道、路線バス、タクシー等や、無料送迎バス等による「輸送資源の総動員」

✓ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ

- ▶交通サービスどうしの連携や、身の丈にあったサービスの確保

✓ 地域、交通事業者、行政等の関係者の連携・役割分担

- ▶住民ニーズの反映や、住民の主体的な参画

- ・計画策定により、次の利点が想定される

✓ 地域公共交通の「憲法」

- ▶本計画は、今後の地域公共交通のあり方を定める宣言文となる。このため、個別の要望（増便、路線延伸等）に対し、地域公共交通のあり方の観点から明確に回答可能になる。
- ▶地域公共交通にかかる予算化や補助申請、関係者協議・説明等の際に、よりどころとなる。

✓ まちづくりや観光等の他施策との連携強化

- ▶様々な分野の「移動」にかかる施策を横串につなぐ取組みへ発展させやすくなる。

✓ 関係者間の連携強化・役割分担明確化

- ▶行政、交通事業者、地域団体等の協議・意見交換・合意のもとに計画を策定・推進するため、関係者間の連携強化に繋がる。

✓ 交通機関同士の連携強化・役割分担明確化

- ▶鉄道、バス、タクシー、その他地域の輸送資源を一体的に活用し、地域全体のネットワークの連携強化や効率性向上等を検討できる。

✓ 地域公共交通事業の継続性確保

- ▶関係者個人の顔ぶれが変化しても、事業が当初の目的や計画に沿って継続して推進される。

✓ 地域公共交通に対する財源確保

- ▶国土交通省の「地域公共交通確保維持事業」等の新たな財源が活用可能となる。

※「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第3版」（令和4年3月 国土交通省）より作成

地域公共交通計画とは

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

計画のポイント

- ◆ まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保
 - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
 - ・観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
- ◆ 地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
 - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
 - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
- ◆ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
 - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家所有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用
 - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ◆ 住民の協力を含む関係者の連携
 - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
⇒ 地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ



- ◆ 利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化 ⇒ データに基づくPDCAを強化

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家所有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど

2. 計画策定の進め方及び今後のスケジュール

(1) 計画策定に向けた考え方

湖南省では、少子高齢化や自家用車中心の生活スタイルの普及、コロナ禍による人の移動の減少等に伴い、地域公共交通における需要縮小や経営状況悪化、乗務員等の担い手不足等が進んでおり、厳しい環境にあります。

そこで、湖南省における地域公共交通を未来にわたって維持・確保・改善するため、第二次湖南省総合計画、都市計画マスタープラン等の上位・関連計画との整合を図りつつ、地域公共交通の利用実態やニーズ、地域条件等を整理し、直面する問題点・課題を抽出したうえで、それらの解決に向けた地域公共交通に関する方針や施策を検討し、地域公共交通にかかるマスタープランとなる「湖南省地域公共交通計画」を策定（地域公共交通活性化再生法に基づく計画）します。

(2) 計画の概要（案）

計画の区域 湖南省全域

※ただし、市内外を連絡する JR 草津線、路線バス、コミュニティバス等を含む

計画の期間 令和 6(2024)年度から概ね 5 年程度

(3) 全体スケジュール（予定）

	R5										R6					
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
地域概況の把握	→															
上位・関連計画等の整理			→													
公共交通の役割と課題の整理						→										
基本方針と目標の検討							→									
事業等の検討								→								
計画の作成			計画 (たたき案)	●					計画 (素案)	●		計画 策定	●			
公共交通会議			●							●			●			
同 自動車部会	●			●					●			●				
その他									パブリック コメントの実施 →				国庫補助申請 (幹線・フィーダー)			●